

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第171号

## 身に覚えのない請求を受けたら！

メールやSMS（ショートメッセージ）、はがき、封筒、電話といった様々な手段で「身に覚えのない請求を受けた」などの架空請求に関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

はがき等に記載された番号に電話すると、未納料金や訴訟の取り下げ費用等うその名目で金銭を請求されることがあります。また、相手とのやり取りの中で自分の情報を知られ、その情報を利用してさらに金額を請求される可能性があります。注意してください。

### 【県内事例】

「ご使用料金の確認が取れていない。本日中に連絡するように」とのSMSが届いた。記載されていた番号に電話すると、「ネットアプリを1年間契約している」と言われ、通信料約30万円を請求された。不審に思い途中で電話を切ったが、相手に名前と生年月日を伝えてしまった。

（当事者：60代 女性）

### 【県内事例】

SMSに「利用料金に関する訴訟最終通知の連絡」とあった。慌てて電話をすると、「アダルトサイトに登録がある。今日中に振り込めば訴訟はしない」と言われて約30万円を個人名義の口座へ振り込んだ。その後、同じ事業者から、別の訴訟があり準備をしているがお金を振り込んだら手続きをやめると言われ指示どおり振り込んだが、次々要求されるので不審に思い、インターネットで検索したところ、電話番号が詐欺だとあった。どうすればよいか。

（当事者：40代 男性）

### トラブルに遭わないために

1. 身に覚えのない場合は、絶対に連絡しないようにしましょう。
2. 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
3. 架空請求かどうか判断がつかない場合や、不安に思うことがあれば、早めに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

